

第9章 週休2日制（土日現場閉所及び交替制（月単位））の経費補正における積算要領

1 適用範囲

土木部所管の土木請負工事で、諸経費体系が一般公共※、機械設備、下水道機械設備、電気設備、下水道電気設備を対象とする。

※一般公共の工種区分は河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良、PC橋、舗装、砂防・地すべり等、鋼橋架設、公園、電線共同溝、道路維持、河川維持、トンネル、下水道・共同溝等、コンクリートダム、フィルダム、砂防堰堤、港湾浚渫、港湾構造物、港湾海岸、港湾防舷材・電気防食、橋梁保全

2 経費の補正

経費の補正については、週休2日制（土日現場閉所、交替制（月単位））の達成状況に応じ、一般公共（港湾工事4工種※除く）、一般公共（港湾工事4工種※）、機械設備、下水道機械設備、電気設備、下水道電気設備の別により下記の週休2日補正係数のとおり計上する。

市場単価および土木工事標準単価についても、週休2日制（土日現場閉所、交替制（月単位））の達成状況主たる諸経費体系（一般公共（港湾工事4工種除く）、港湾工事4工種、下水道）に応じた補正係数のとおりみを計上する。

※港湾工事4工種は港湾浚渫、港湾構造物、港湾海岸、港湾防舷材・電気防食をいう。

2. 1 補正の対象

2. 1. 1 一般公共（港湾工事4工種除く）

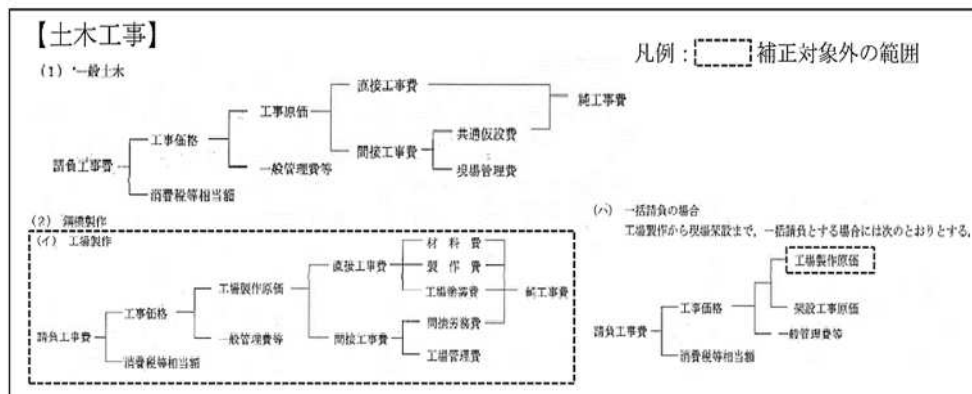
補正は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正

土木工事標準単価：建設物調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載の土木工事標準単価に各達成状況に応じ、2.2.6に示す係数を乗じる。

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）
補正の対象外
- ③ 工事製作等に係る範囲（下図参照）については全ての補正の対象外



材料費（円／m）＝材料費÷単位長＝10,750÷4＝2,687

（3）物価資料等の引用・加工後の端数調整について

物価資料等の引用・加工後の端数調整については、県ホームページ掲載の土木工事積算単価表（公表用）の留意事項を参照すること。

（4）鋼材の単価について

1）鉄鋼の積算価格の考え方

（イ）大手販売価格の場合

公開販売価格同様、先物契約による需要家渡し価格で問屋口銭（3%～5%）を含んでおり、受渡し条件は、各メーカーの指定河岸着艇乗渡しまたは需要家最寄駅貨車乗渡し（O/R）となっている。

先物契約とは、主として鉄鋼大手高炉メーカーの販売制度で、普通2ヵ月程度さきに生産出荷される製品を対象にメーカーと問屋が売買契約を結ぶものであり、毎月1回指定問屋の参集を求めて先物協議会を開き、品種別販売予定数量、販売価格などを発表し、締切り期日を定めて注文を受けつけ問屋を通じてなされる需要家の申込みによりメーカーはロールプラン（生産計画）を立てて、生産する。このようにして契約された出荷は申込みより2ヵ月後になるが、市況の変動に左右されることなく注文品を確実に入手できるため、大量に購入する場合やあらかじめ工事契約のあるものに主として使われている。

なお、大手販売価格の実態（販価よりの値引き）については的確な把握が困難なものもある。積算する場合は原則として鉄鋼メーカーに発注する橋梁工事、門扉工事等で規格品を必要とする場合、あるいはその他の工事で特別に規格品を必要とする場合にこの販売価格を採用する。

（ロ）電炉メーカー販売価格

積算する場合は一般的に大手（高炉メーカー）販売価格を採用することを前提に考えているため、大手販売価格に記載されていないものについて、この電炉メーカーの販売価格を採用する。（例えば等辺山形鋼・・・中形など）

（ハ）市中価格

扱われる品物は、市場性のある定厚、定尺製品で無規格材またはS S 400クラスの鋼材が対象となっており、特に無規格品についてはS S 400相当品が主であるが、品質証明書がつかないためJ I S規格に満足する必要がある場合はメーカーを通じての取引となりメーカー建値が基本となるので市中価格は採用出来ない。従って積算にあたっては無規格品（J I S相当品）でも設計条件を満足するような場合、または大手販売価格として発表されていない品種を使用する場合に市中価格を採用している。

なお、市中価格として取扱っている平鋼、不等辺山形鋼（高炉メーカーは製造していない）については無規格材でありJ I S規格品を必要とする場合は電炉メーカーの建値を採用することとなるが、一般には物価資料に記載されていないので市中価格に大きな変動がない場合は暫定措置としてS S 400材に限り市中価格（無規格）に販売価格に準じた規格エキストラを加算する。

2）鉄筋コンクリート用棒鋼

鉄筋については電炉メーカー、高炉メーカー、伸鉄、単圧メーカーで製造されているが価格については他の鋼材と異なった性格をもっている。市場性についてみると電炉メーカー約86.9%、高炉メーカー3.0%、伸鉄、単圧メーカー10.1%であり、一般には、市中価格の電炉製品を前提として積算単価を決定する。

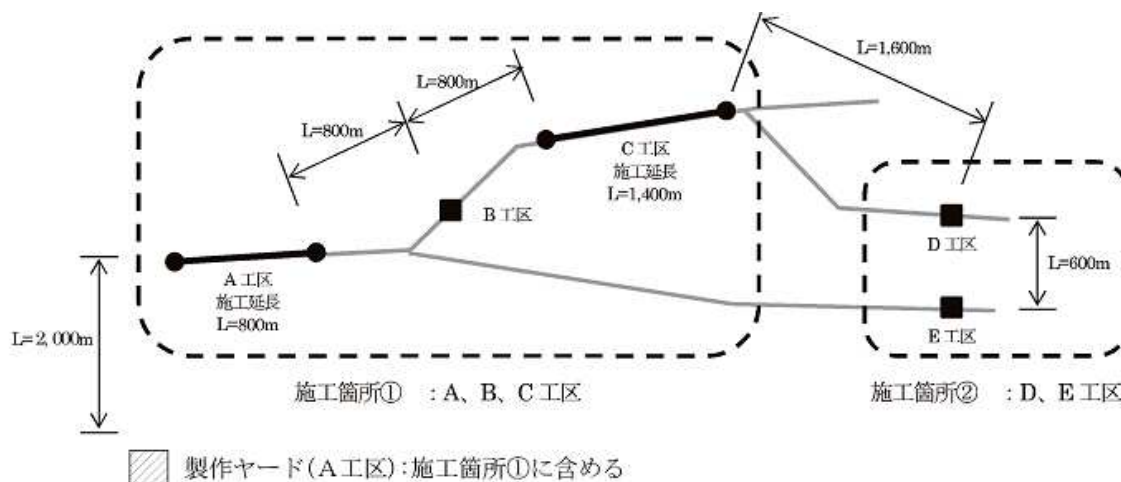
14. 施工箇所が点在する工事の積算

(1) 施工箇所について

施工箇所が点在する場合は、直線距離で1km程度を超えて点在する範囲について、別箇所として取り扱う。

ただし、製作ヤード等については、1km程度を越える場合でも別箇所としない。

《施工箇所が点在する工事の例》



(2) 施工規模について

直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所（上図の施工箇所①、施工箇所②）毎の数量から選択する。

なお、「施工箇所が点在する工事」で使用する市場単価の施工規模は、基準に記載の「1工事あたりの」を「1施工箇所あたりの」に読替えて運用する。

15. 快適トイレ設置に要する費用について

設置に要する費用等については、『建設現場に設置する「快適トイレ」の標準仕様（案）』による。

※兵庫県 HP:「まちづくり・環境」→「設計・工事」→「制度・基準」→「土木の技術管理に関すること」

16. 法定福利費

各工種区分の法定福利費の構成比は、「令和~~5~~6年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について（令和~~5~~6年3月~~17~~14日付 国技建管第14号）（国土交通省HP参照）」による。

港湾工事4工種（港湾浚渫、港湾構造物、港湾海岸、港湾防舷材・電気防食）における法定福利費の構成比については、「8-7.「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」について、予定価格に占める法定福利費の割合（令和4年4月1日以降に入札を行う工事から適用）（国土交通省HP参照）」による。

なお、工種区分が港湾防舷材・電気防食については、港湾防舷材・電気防食区分の法定福利費構成比を採用する。